

●香川県告示第345号

令和3年度の香川県一般会計の予算補正について、次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月19日専決処分した。

令和3年8月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,586,187千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,878,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 74,152,041	千円 2,586,187	千円 76,738,228
	2 国庫補助金	49,221,394	2,586,187	51,807,581
歳入合計		495,292,313	2,586,187	497,878,500

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 66,984,209	千円 2,586,187	千円 69,570,396
	1 商工業費	61,357,728	2,586,187	63,943,915
歳出合計		495,292,313	2,586,187	497,878,500